

入院患者の家族等による付添いに関する実態調査概要について

入院患者の家族等による付添いに関する実態調査概要

1. 調査の目的

入院患者の家族等による付添いに関する医療機関の取組等及び家族等の意識等を把握する。

2. 調査対象・方法

<病院調査>

調査対象：全国の病院の中から都道府県別に大規模、中規模、小規模別に各 2 施設程度、層化無作為抽出法で 300 施設を抽出した。

調査方法：自記式の紙調査票を郵送で配布し回収した。

<患者家族等調査>

調査対象：病院調査の対象病院 300 施設に令和 3 年 9 月 20 日～ 11 月 30 日の期間で入院していた患者家族等、各 10 名を対象とした。

調査方法：病院調査の対象 300 施設に患者家族等調査票を各 10 票同封し、病院から各患者家族等へ配布を依頼した。回収においては患者家族等から同封の封筒にて返送を依頼した。

3. 調査内容

<病院調査>

- ・病院の概要
- ・入院患者の家族等による付添い状況
- ・患者及び付添い家族等への説明状況

<患者家族等調査>

- ・回答者の基本情報、付き添っている家族(患者)の概要
- ・現在家族(患者)が入院している病院での付添いについて
- ・これまでに家族(患者)が入院したことのある病院での付添いについて

4. 調査期間

令和3年10月1日～11月30日

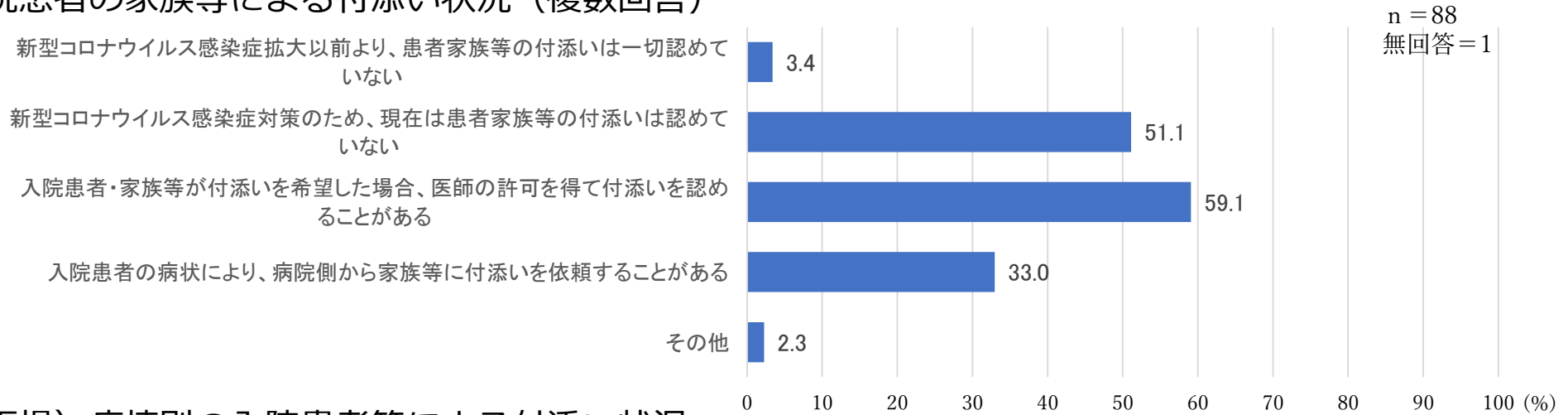
5. 回収状況

病院調査：回収率29.7% (89件/300件)、患者家族等調査：回収率1.37% (41件/3,000件)

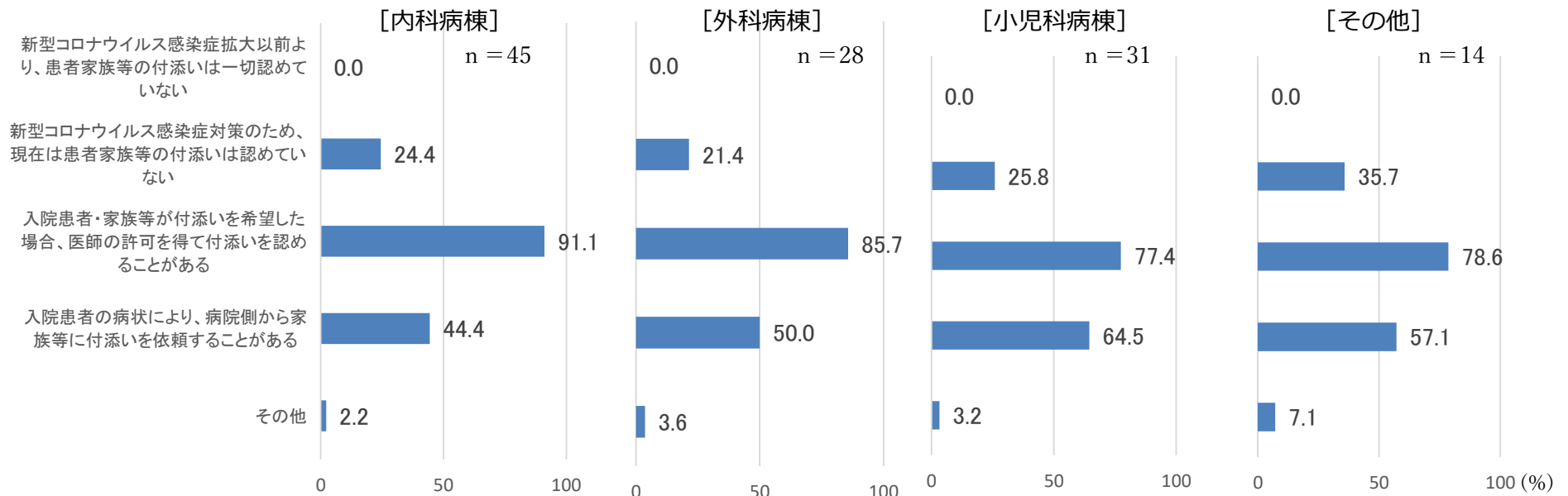
病院調査の結果概要①～入院患者の家族等による付添い状況～

○ 入院患者の家族等による付添いの状況は以下のとおり。

■ 入院患者の家族等による付添い状況（複数回答）



■ (再掲) 病棟別の入院患者等による付添い状況

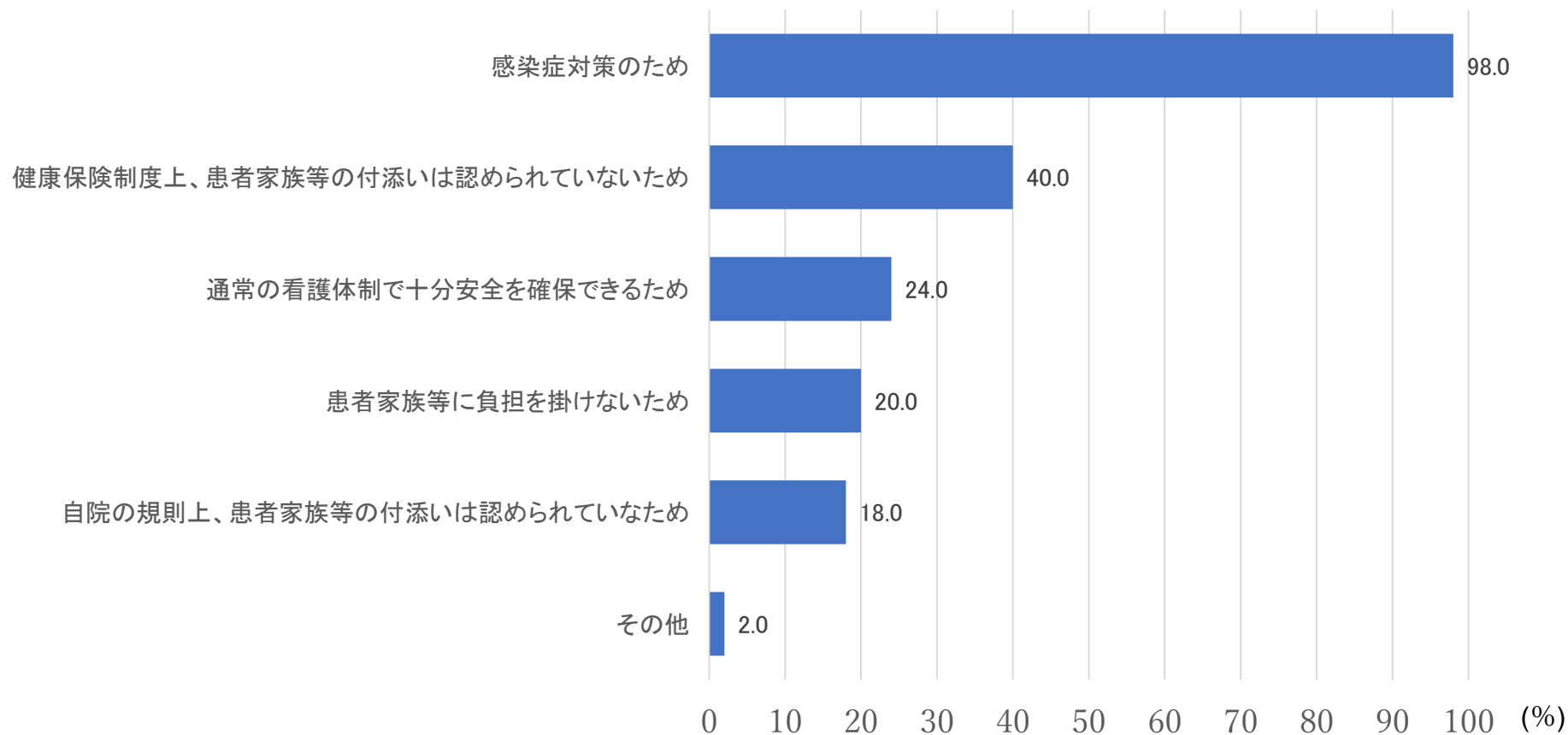


病院調査の結果概要②～患者家族等の付添いを認めていない理由～

○ 入院患者の家族等による付添い状況について、「新型コロナウイルス感染症対策のため、現在は患者家族等の付添いは認めていない」または「新型コロナウイルス感染拡大以前より、患者家族等の付添いは一切認めていない」を選択した病院について、患者家族等の付添いを認めていない理由は以下のとおり。

■ 患者家族等の付添いを認めていない理由

n = 50

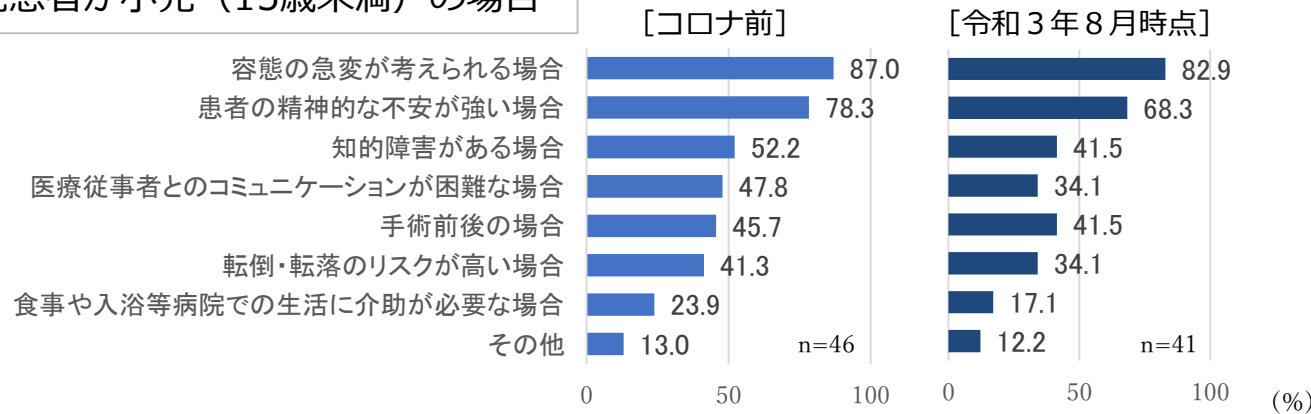


病院調査の結果概要③～入院患者の年齢層別の患者家族等による付添い状況1～

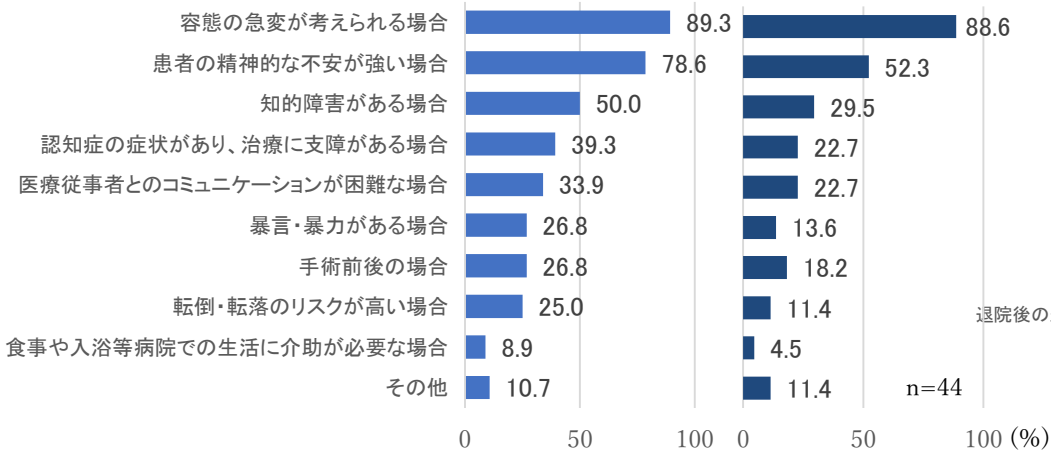
- 入院患者または家族等から付添いを希望し、医師の許可を得て家族等が付き添う状況については以下のとおり。
- 年齢層別、コロナ前・令和3年8月時点いずれも「容態の急変が考えられる場合」が最も多い。

■ 入院患者又は家族等から付添いを希望し、医師の許可を得て家族等が付き添う状況（複数回答）

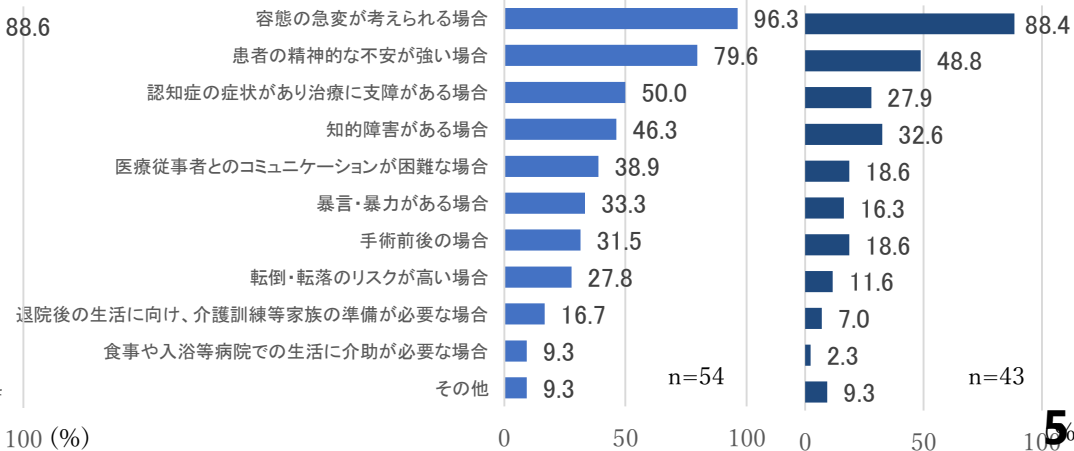
入院患者が小児（15歳未満）の場合



入院患者が成人（小児・高齢者以外）の場合



入院患者が高齢者（75歳以上）の場合

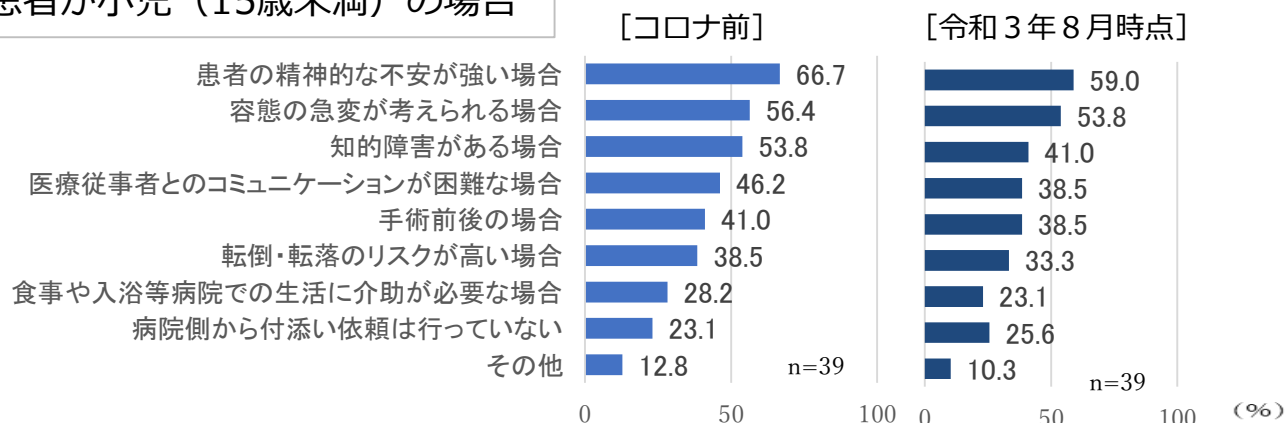


病院調査の結果概要③～入院患者の年齢層別の患者家族等による付添い状況2～

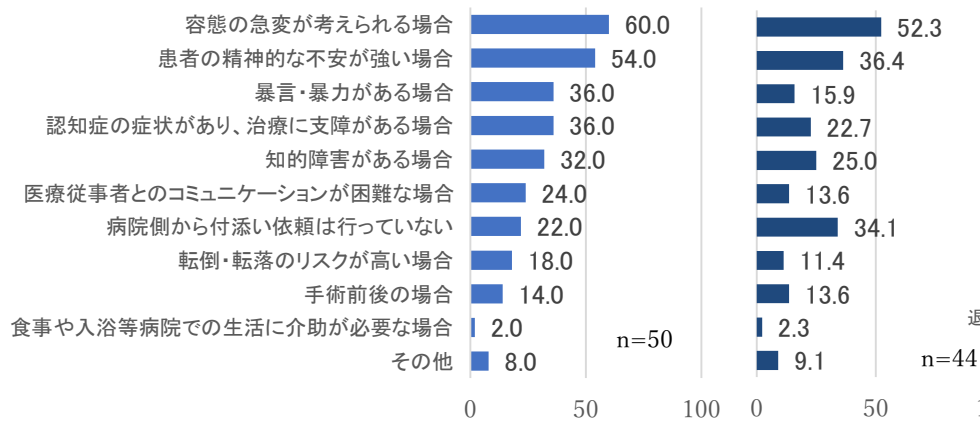
- 病院側から家族等による付添いを依頼する状況については以下のとおり。
- 年齢層別、コロナ前・令和3年8月時点によりやや傾向は異なるが、いずれも「患者の精神的な不安が強い場合」や「容態の急変が考えられる場合」が多い。

■病院側から家族等による付添いを依頼する状況（複数回答）

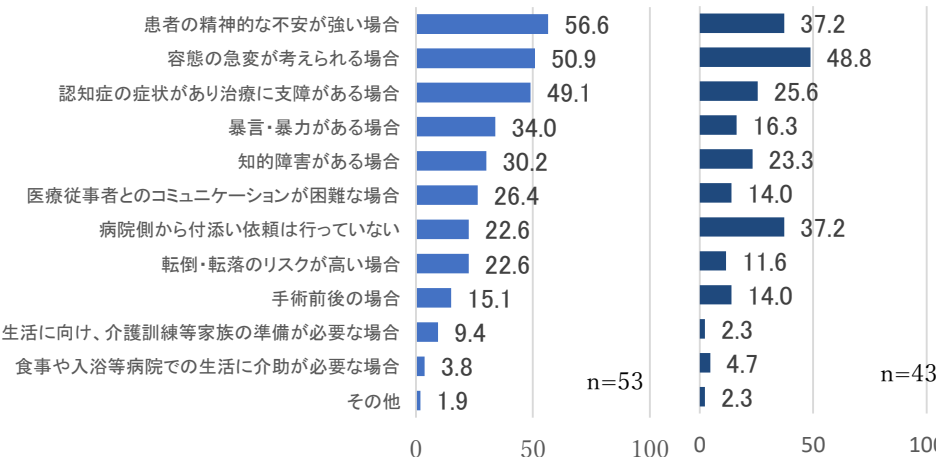
入院患者が小児（15歳未満）の場合



入院患者が成人（小児・高齢者以外）の場合



入院患者が高齢者（75歳以上）の場合

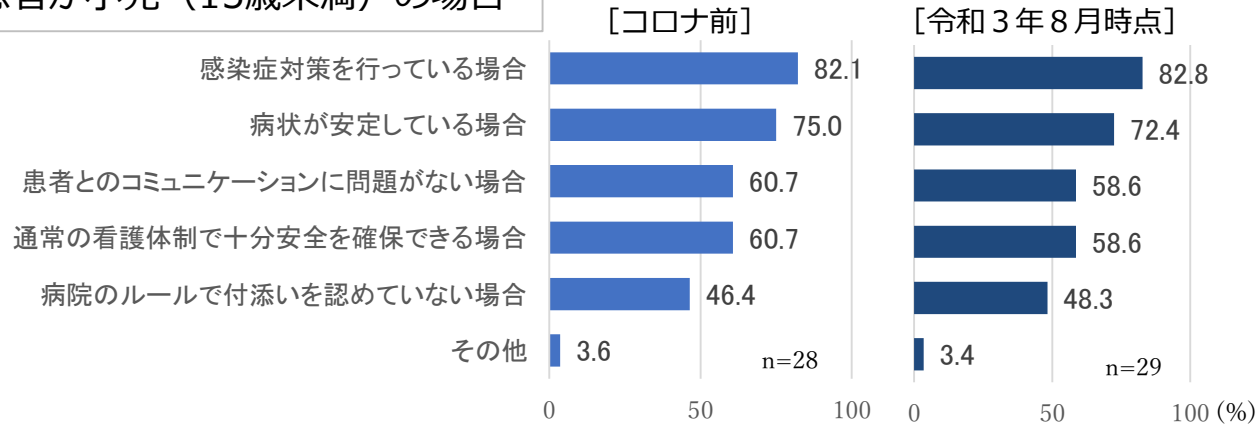


病院調査の結果概要③～入院患者の年齢層別の患者家族等による付添い状況3～

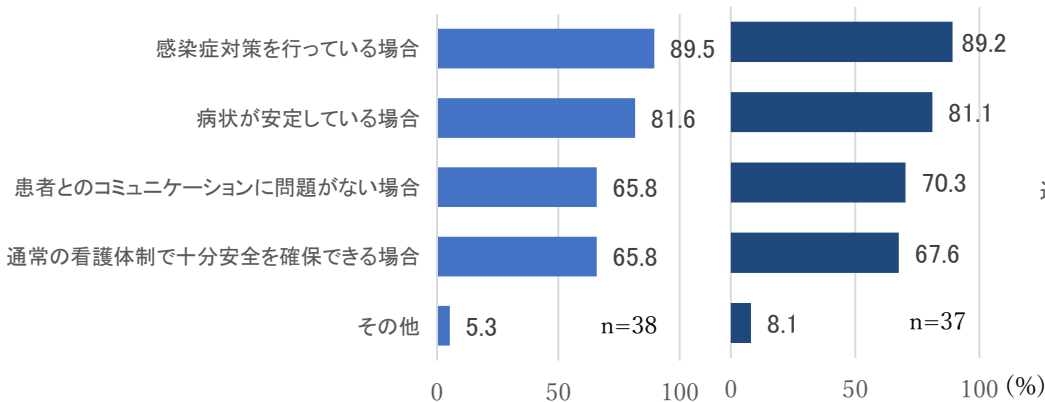
- 入院患者または家族等から付添いを希望するも医師が付添いを許可しない状況は以下のとおり。
- 年齢層別、コロナ前・令和3年8月時点いずれも「感染症対策を行っている場合」が最も多い。

■ 入院患者または家族等から付添いを希望するも医師が付添いを許可しない場合（複数回答）

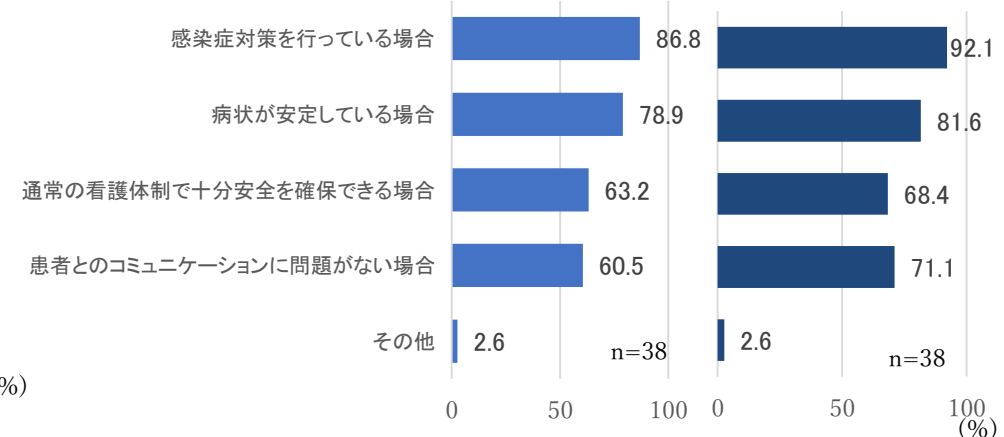
入院患者が小児（15歳未満）の場合



入院患者が成人（小児・高齢者以外）の場合



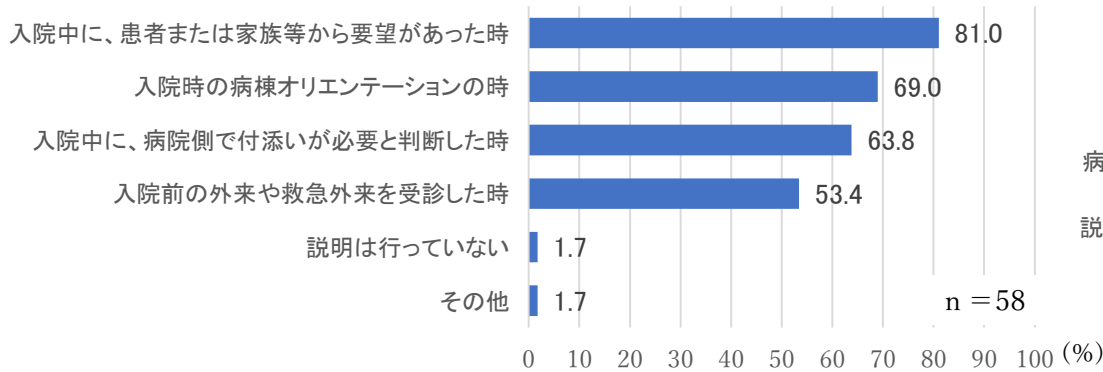
入院患者が高齢者（75歳以上）の場合



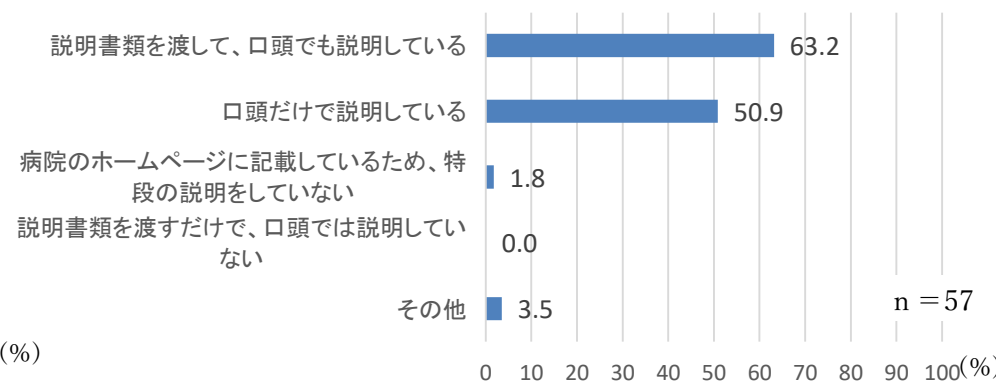
病院調査の結果概要④～患者及び付添い家族等への説明状況～

○ 家族等の付添いについて、病院が入院患者または家族に対して行う説明のタイミング、方法、内容については以下のとおり。

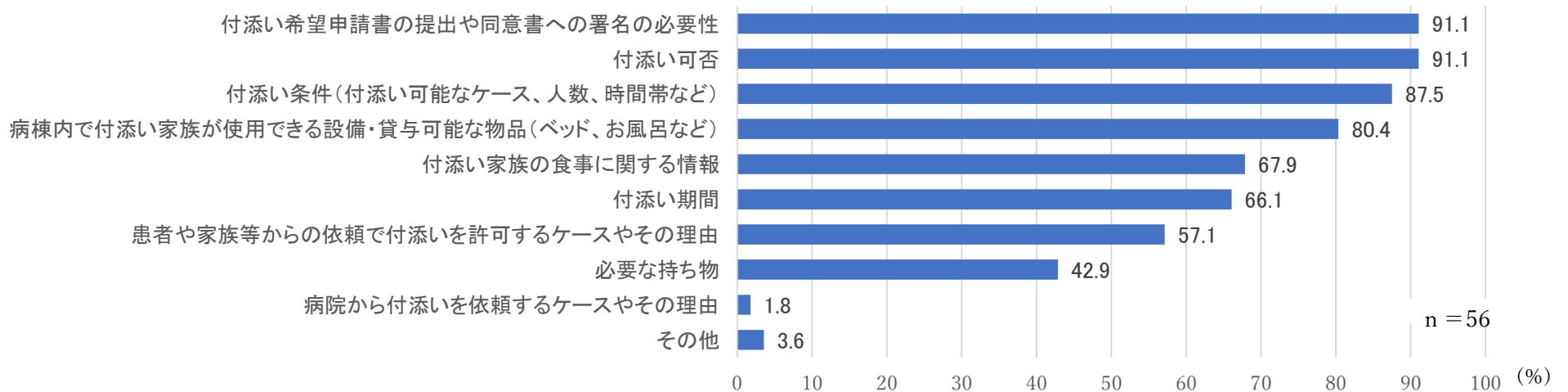
■ 家族等の付添いについて説明するタイミング (複数回答)



■ 家族等に付添いについて説明する方法 (複数回答)



■ 家族等に付添いについて説明する内容 (複数回答)

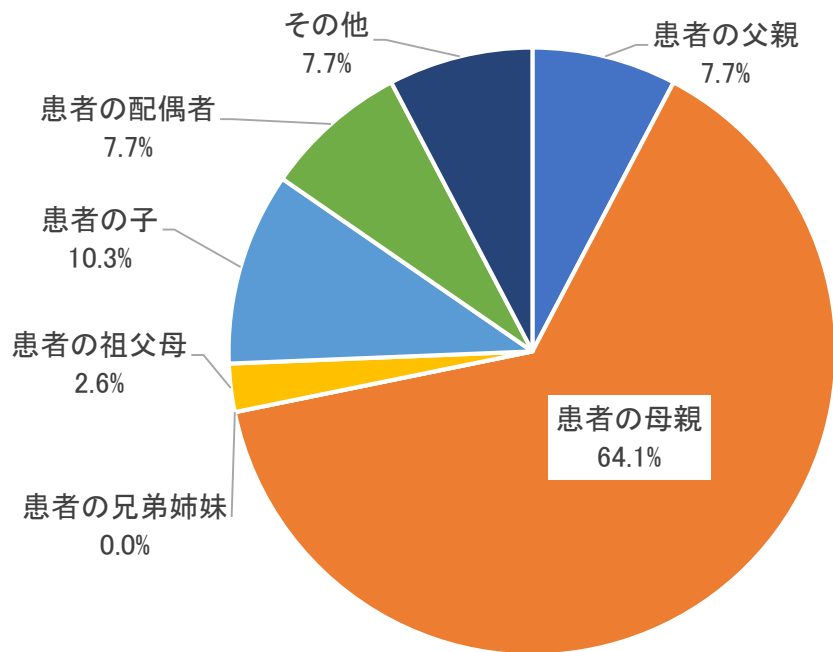


患者家族等調査の結果概要①～回答者の属性～

○ 回答者の属性は以下のとおり。

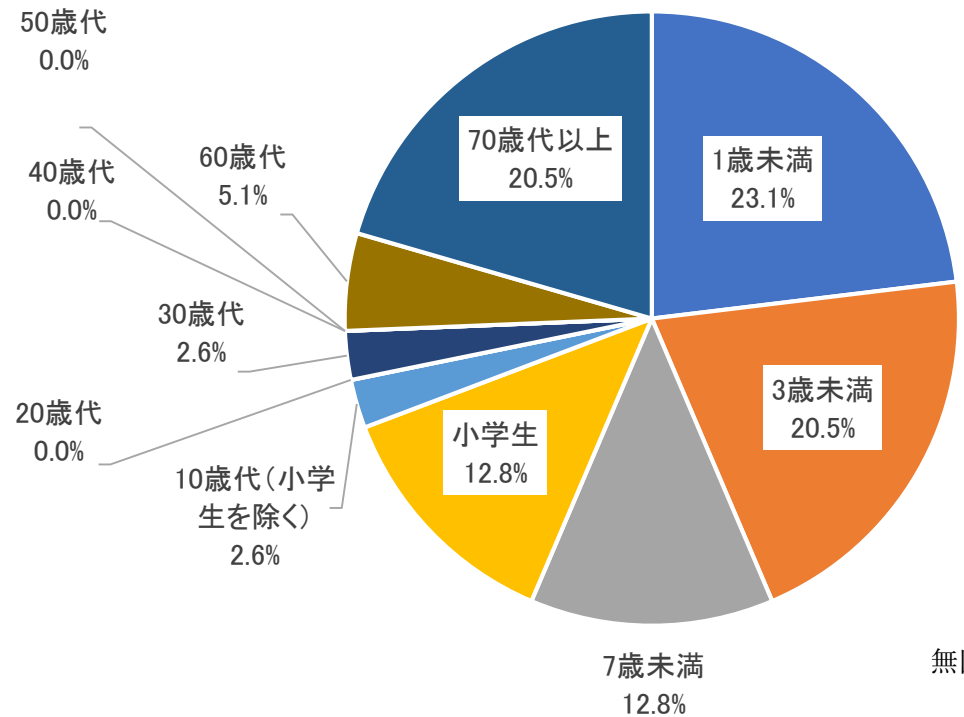
○ 付き添っている患者の年代は「1歳未満」が最も多く、次いで「3歳未満」、「70歳以上」であった。

■ 入院患者との関係（単数回答）



n = 39
無回答 = 2

■ 患者の年代（単数回答）

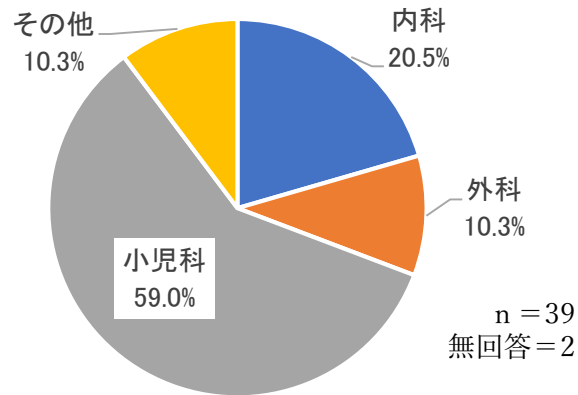


n = 39
無回答 = 2

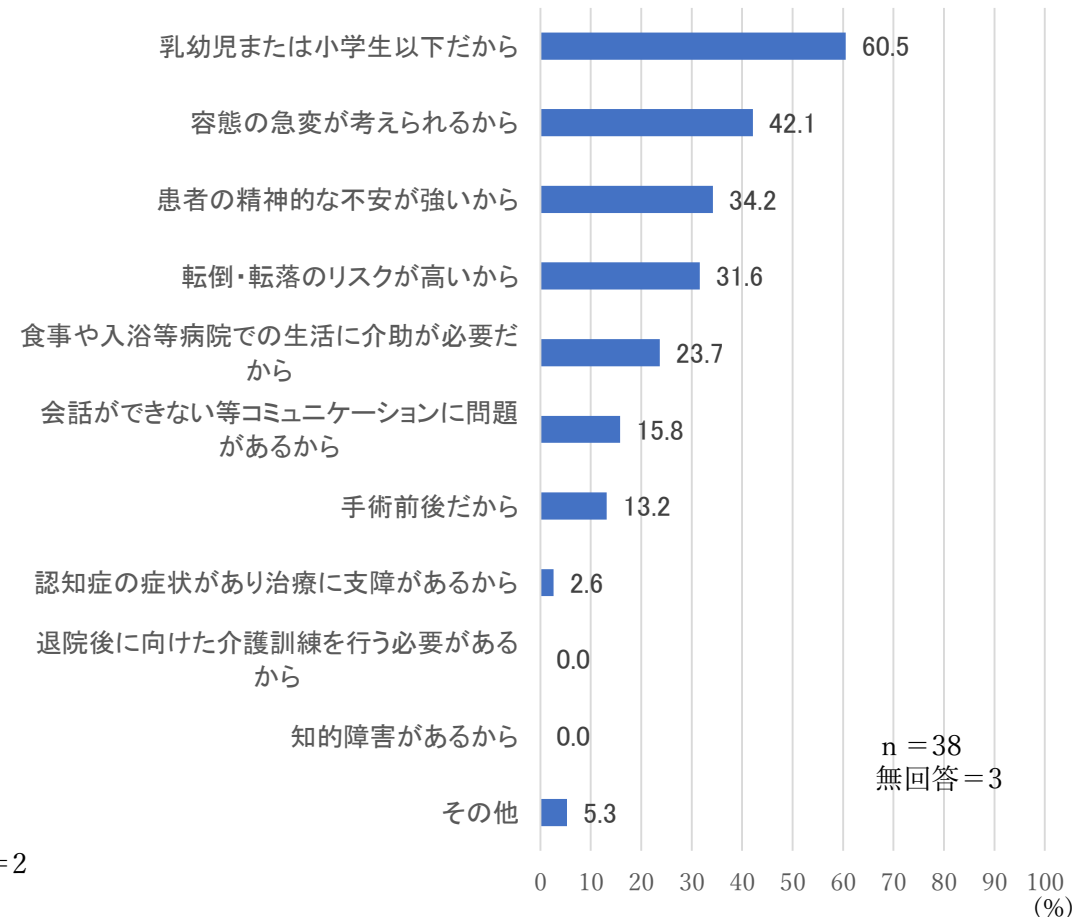
患者家族等調査の結果概要②～現在入院中の病院での付添い状況～

- 患者が入院している診療科は「小児科」が59.0%と最も多い。
- 患者の入院付添いが必要な理由は、「乳幼児または小学生以下だから」が最も多く、次いで「容態の急変が考えられるから」であった。

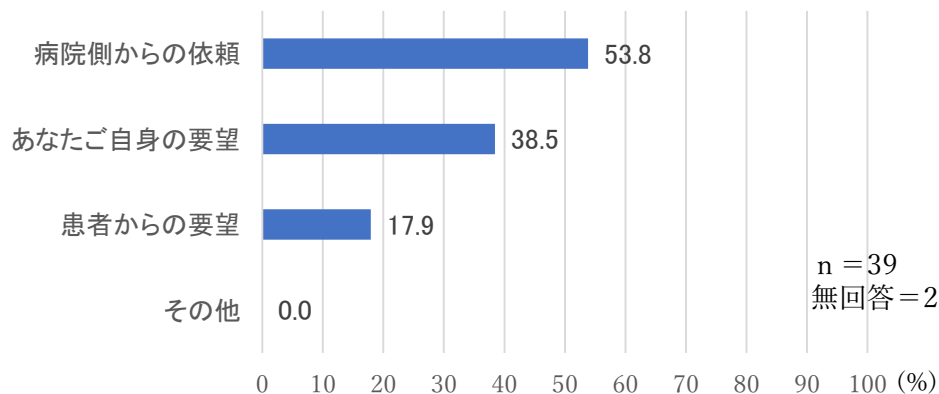
■ 患者が入院している診療科（単数回答）



■ 患者の入院付添いが必要な理由（複数回答）



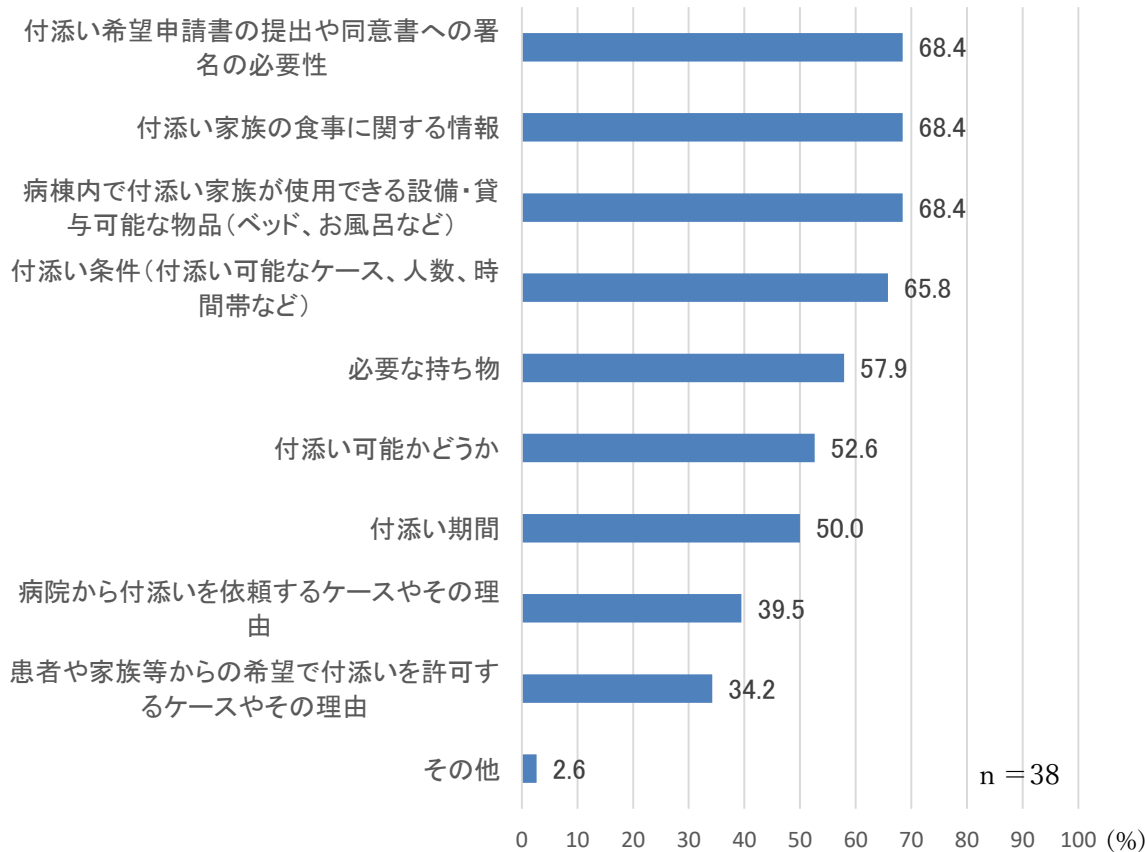
■ 患者の付添いを始めたきっかけ（複数回答）



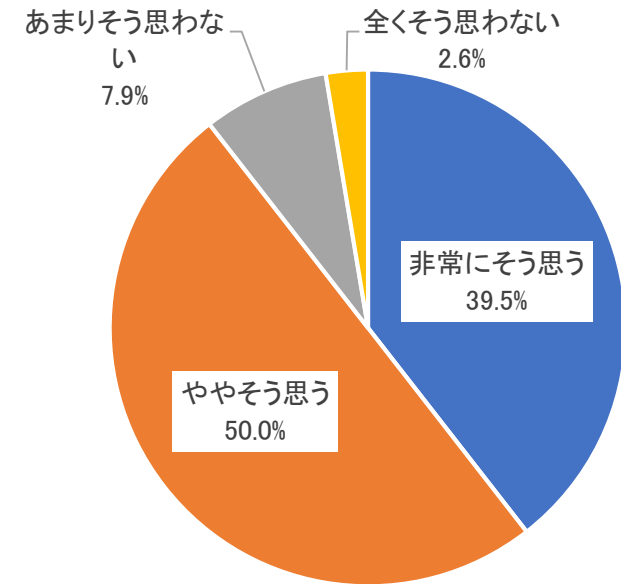
患者家族等調査の結果概要③～付添いに関する病院からの説明～

- 患者の付添いに関する病院から説明内容については以下のとおり。
- 病院から受けた付添いに関する病院からの説明が十分かどうかについて、「非常にそう思う」と「ややそう思う」を合わせて89.5%が十分であると回答していた。

■病院からの説明内容（複数回答）



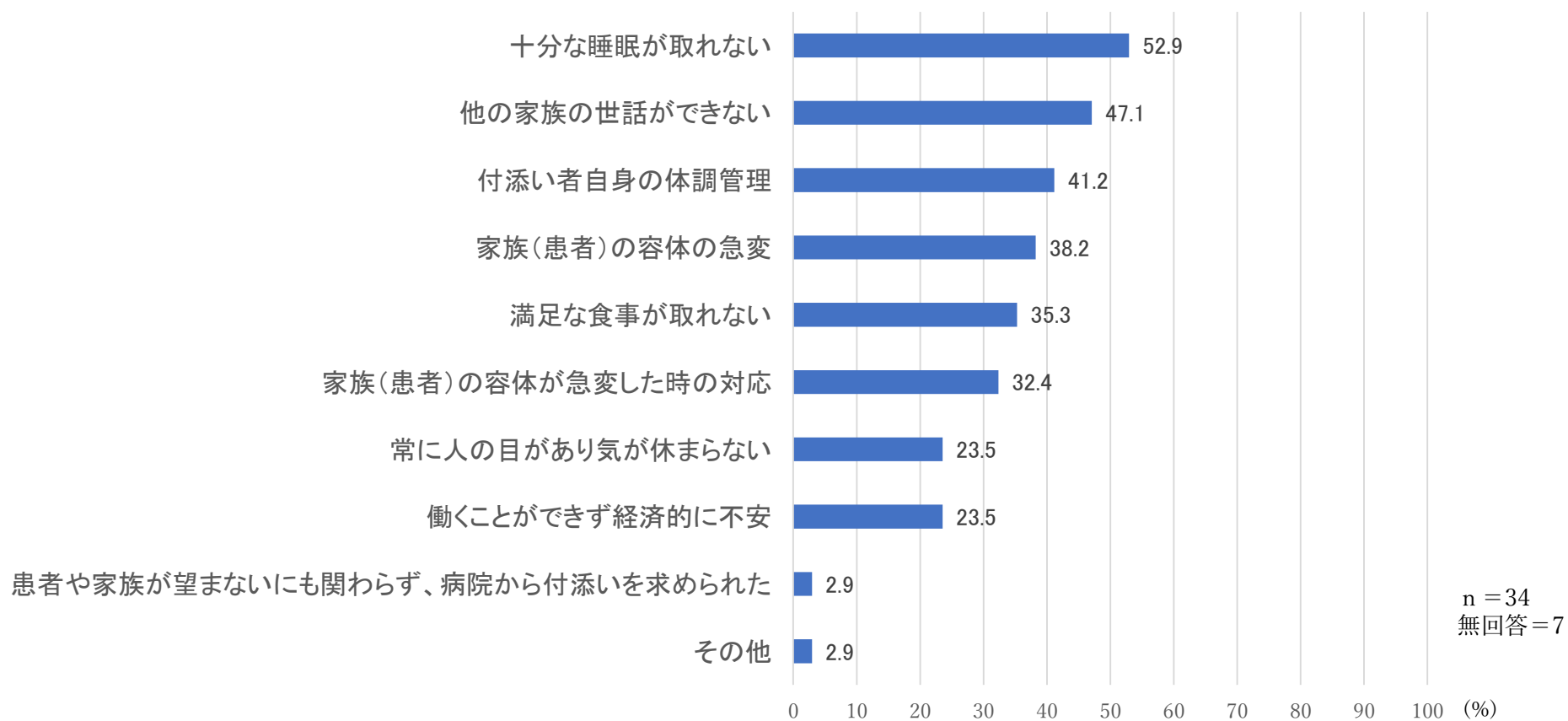
■病院からの説明が十分かどうか（単数回答）



患者家族等調査の結果概要④～付添いにおける心配事や困っていること～

○ 患者の付添いにおける心配事や困っていることは「十分な睡眠が取れない」が最も多かった。

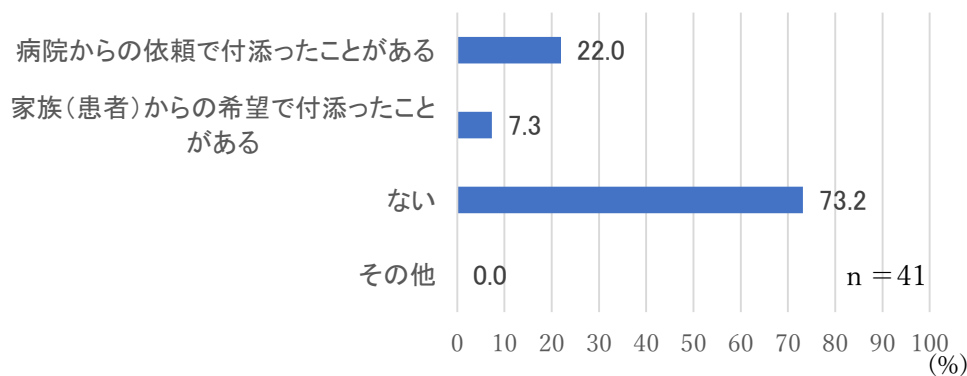
■ 家族（患者）の付添いにおける心配事や困っていること（複数回答）



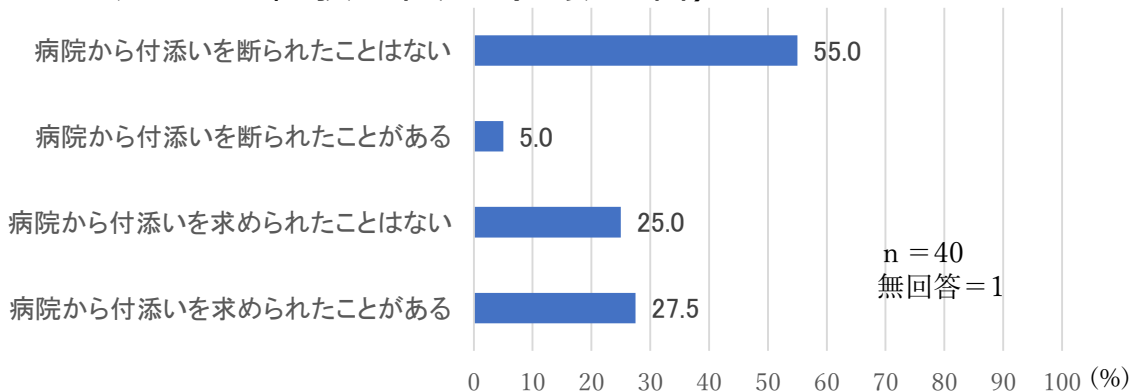
患者家族等調査の結果概要⑤～これまで入院した病院での付添い状況～

- これまで患者が入院したことがある全ての病院での付添いにおける状況については以下のとおり。
- 患者の付添いをしたいと思う場面は、「容態の急変が考えられる場合」が最も多く、次いで「患者の精神的不安が強い場合」であった。

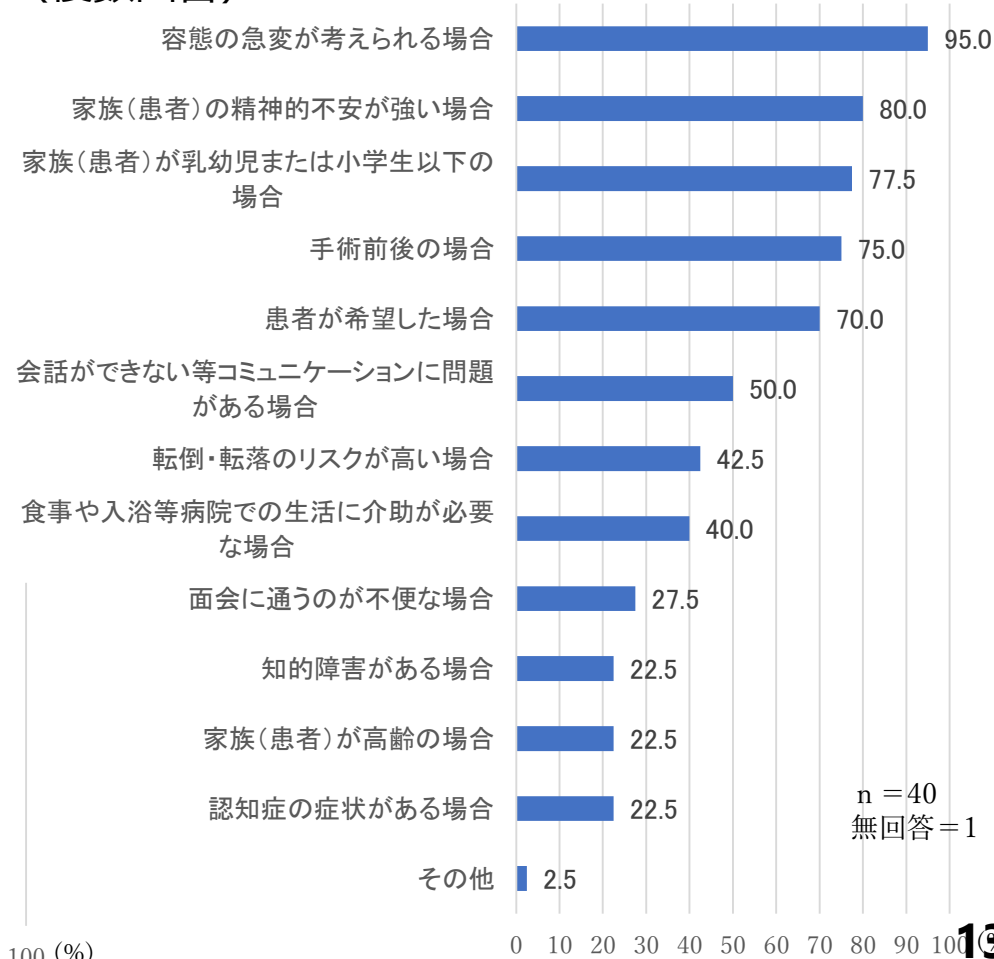
■ 家族（患者）の付添いを希望しないにもかかわらず付添いをした経験の有無（複数回答）



■ 病院から家族（患者）の付添いを求められたことや、付添いを希望したにもかかわらず断られた経験の有無（複数回答）



■ 家族（患者）の付添いをしたいと思う場面（複数回答）



病院へのヒアリング結果主な概要

○ 入院患者または家族等から入院付添いを希望する状況

- 患者の病状が重症であったり、認知症の場合。

○ 病院側から入院付添いを依頼する状況

(入院患者の病状により付添いを依頼する状況)

- 患者の病状において命にかかわるような急変が考えられる場合には一度家族に来てもらい、患者の様子を見た家族が希望すれば付添いを許可している。

(小児患者または知的障害を有する入院患者等の場合であって付添いを依頼する状況)

- 小児科の入院患者が親と離れることで精神的不安がある場合には病院から家族に付添いを依頼することがある。
- 患者が新生児の場合は母親が育児に慣れるために入院付添いをお願いすることがある。

○ 付添いを希望するも医師が付添いの許可をしない状況

- 虐待防止委員会があり、事前に子供に危害を加える可能性がある患者家族については付添いを許可しないようにしている。外来で診察を受けた際や母子総合周産期の時点等で可能性がある判断した場合にソーシャルワーカーと事前に話をして準備をする。

○ 患者または家族等への入院付添いに関する説明

- 付添いが必要だと判断したタイミングで医師から付添いの説明を行っている。その後で詳細について看護師から説明をしている。最終的に付添いの申請書を医師と看護師長が確認して付添いを許可している。

患者家族等へのヒアリング結果主な概要

○ 入院付添い状況

(3歳未満の患者の母親)

- 患者の着替えなどは付添い者が行ったが、検温などは看護師が行った。患者に薬を飲ませることや食事等は自宅に帰ってから困らないように練習として始まり、実施していた。

(3歳未満の患者の母親)

- 病院に宿泊し、24時間付添いを行った。日中・夜間だけの付添いという選択はできなかった。宿泊するにあたり、簡易ベッドにもなるソファがあったが、寝にくかったため患者と一緒にベッドで寝ていた。患者に酸素マスクが不要になってからは、ベッドを撤去してマットの上に布団を引いて寝ることが出来、大分寝やすくなった。寝具は貸し出しが無かったため持ち込んだ。

(3歳未満の患者の母親)

- 1年間入院付添いを行ったが、事前に入院期間は言われなかった。病院からの要請を受けたが自分からも希望した。

○ 病院からどのような説明があればよかったか

- 説明の有無というより、事前に辛さを教えてほしかった。説明を聞いて想像していた状況と現実にギャップがあり、さらに長期間だったため辛かった。
- 付添い期間中は生活面でストレスを感じた。相部屋、設備、食事など。付添いをするを前提に整備されていないと感じた。短期間ならよいが、長期間だと生活できない。
- 看護師から入院初日に口頭・書面にて1時間程度、説明を受け、また、都度説明してもらって解決していた。
- 今後また家族等が入院することになった際に同じ病院に入院したいと思うし付添いもしたい。付添いができないなら、それはそれで責任を持って対応してくれる病院であれば問題ないと思う。

【参考】入院中の看護に係る規定

○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年4月厚生省令第15号）

(看護)

第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

○ 保険基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和4年3月4日保医発0304第2号)

別添2 入院基本料等の施設基準等

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。

(6) 看護の実施は、次の点に留意する。

ア 看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。なお、患者の負担によらない家族等による付添いであっても、それらが当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は当該保険医療機関の看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならない。